3　特例手数料還付事件の申立書には、附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第三十七条第一項に規定する事項のほか、当事者が法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第十五項に規定する法人番号をいう。）の指定を受けている場合にあつては、当該法人番号を記載しなければならない。

（証拠調べ）

第二十一条　特例手数料還付事件の手続における証拠調べについては、民事訴訟規則第二編第三章第一節から第六節までの規定（同規則第九十九条第二項、第百条、第百一条、第百五条の四、第百五条の五、第百二十一条及び第百三十九条の規定を除く。）を準用する。この場合において、同規則第百七条第三項、第百二十九条第二項、第百三十二条の二第三項、第百三十七条第二項及び第百四十九条第二項中「直送」とあるのは「民事訴訟費用等に関する規則附則第十九条の直送」と、同規則第百二十九条の二中「口頭弁論若しくは弁論準備手続の期日又は進行協議期日」とあるのは「特例手数料還付事件の手続の期日」と、同規則第百四十条第三項中「第九十九条（証拠の申出）第二項」とあるのは「民事訴訟費用等に関する規則附則第二十二条において準用する非訟事件手続規則第四十五条第三項」と読み替えるものとする。

［新設］

（非訟事件手続規則の準用）

第二十二条　附則第三条から前条までに定めるもののほか、特例手数料還付事件に関しては、その性質に反しない限り、非訟事件手続規則の規定（同規則第三条の二、第四条後段、第三十五条第二項及び第三項、第三十六条の二第二項、第三十九条、第四十五条の二から第四十五条の四まで、第五十九条、第六十六条第一項後段、第三項及び第四項、第六十七条第三項及び第四項、第六十九条第二項並びに第七十一条第一項の規定を除く。）を準用する。この場合において、附則別表の上欄に掲げる同規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［新設］

（現金をもつてする特例執行文付与申立事件の手数料の納付等）

第二十三条　法附則第十二条の規定により手数料を現金をもつて納める場合には、特例執行文付与申立事件に関する手続において得られた納付情報により納付しなければならない。

2　特例執行文付与申立事件に関する一回の手数料の納付は、現金をもつてするものと収入印紙をもつてするものとに分割して行うことができない。

［新設］

別表第二（第二条の二関係）

［略］	［略］	［略］
三	裁判所における手続を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（法第九条第一項若しくは第二項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の一の項から二の二の項までに掲げる申立てを除く。）	千円。ただし、強制執行又は競売若しくは収益執行の申立てに係る事件における申立人以外の債権者については五百円
［略］	［略］	［略］

別表第二［同上］

［同上］	［同上］	［同上］
三	裁判所における手続を求める申立てで、基本となる手続が開始されるもの（法第九条第一項若しくは第三項又は第十条第二項の規定による申立て及びこの表の一の項から二の二の項までに掲げる申立てを除く。）	千円。ただし、強制執行又は競売若しくは収益執行の申立てに係る事件における申立人以外の債権者については五百円
［同上］	［同上］	［同上］